

本籍地の記載を求める省令様式の改正について

平成29年4月1日から技能講習等の申込みの際の本籍地の記載が不要になり、修了証も本籍地の記載がなくなります。

また、修了証の再交付申請にあたっての本籍の記載、修了証における本籍の記載がなくなります。本籍を変更した場合の修了証の書換え手続きも不要となりましたのでご注意ください。